

大阪市議会議長殿

2014年〇月〇日

大阪市内にすむ住民票を剥奪された市民の選挙権の行使に関する陳情書

陳情主旨

この陳情は大阪市内に住む住民票を剥奪された市民が憲法に保障された選挙権を行使できるように措置を求める陳情です。

2007年、釜ヶ崎解放会館、NPO釜ヶ崎支援機構、ふるさとの家などに置かれていた2088人の住民票が実際の住所と居住実態が違うという理由で大阪市長によって職権消除された。そのため、選挙権行使ができなくなった。

貧困故に、路上生活や、テント生活、緊急避難所（シェルター）に寝泊まりせざるを得ない人は、居住する場所に、住民票を置くことができない。そのため、住民登録ができず、選挙人名簿にも登録されず、選挙権の行使ができない。

現在、野宿者が選挙権を行使できないということは、普通選挙を保障した憲法15条、国際人権規約25条にあきらかに違反している。行政は野宿者でも選挙できるような施策を行う努力を怠っています。

厚生労働省の調査では大阪市内で2000人前後の人が野宿状態にあるとされている。大阪市はこれだけの人が社会的な無権利状態にあることの重大さを軽視しています。

2007年以降、私たちは、デモや裁判、大阪市への請願書の提出で、このことを訴えてきましたが、いまだに実現にはいたっておりません。

2013年5月、成年被後見人の選挙権の制限は違憲であるという判断がでた。（2013年3月14日、東京地裁、定塚誠裁判長）そのことを受けて、成年被後見人の選挙権はいままで認めて来られなかったが、公職選挙法の一部を改正する法律が成立した。（2013年6月30日より施行）

また受刑者の選挙権制限は違憲とする判決が2013年9月27日、大阪高裁（小島浩裁判長）でありました。まだ受刑者の選挙権の制限は改正にはいたっていない。

このように2013年は普通選挙権から疎外されている様々な立場の人が声を上げた。多くの市民が普通選挙の実現にむけて訴えを起し、公職選挙法の改正、大阪高裁での判決を動かした。新聞やテレビでのメディアでも多く報道されました。

多くの人が普通選挙権から疎外される人々がいるということは、不当なことだと思っているのです。

住民票と選挙人名簿登録を連動させずとも、釜ヶ崎地区内に住んでいることを明らかにし、選挙権を行使できるようにする方法はいくらでもある。大阪市の保護施設である臨時夜間緊急宿泊所（シェルター）に登録したり、（利用者の半数がほぼ毎日、同じ利用者であ

る、また整理券も毎日配られる)、あいりん地域高齢日雇い労働者特別清掃事業の登録証を利用したりすることは容易である。このような措置により、野宿状態にあるものでも、社会参加できる。

私たちは、大阪市議会に、陳情書を受理、審査するだけでなく、無権利状態にある人が、選挙権を行使出来るよう、その実現のために誠意をもって、研究し努力することを求める。

陳情項目

- 1、住民票を置く場所がない者でも、選挙権行使ができるように施策を行え。
- 2、大阪市選挙管理委員会は野宿者でも、選挙人名簿への登録をできるような施策を行え。

この陳情は、住民票を置く場所が無いことにより、選挙権が行使できない人達とその仲間による陳情である。この陳情は民主主義の根幹である選挙権が行使できない人達に残された唯一の参政権であり、自身の訴えを表明することができる、数少ない権利の行使である。大阪市議会はこの陳情のこのような重要性を十分に受け止め、必要であれば総務省とも連携して、最大限の誠実さをもって処理すべきである。

私たちは、大阪市議会に対して、この陳情を最大限の誠実さをもって処理することを求めます。

氏名

住所

居所